

報道機関各位



長岡市

製造品出荷額1兆円を目指して！

長岡市商工部産業支援課産業立地担当課長

次期総合計画に掲げる企業誘致の取り組みに着手

地域未来投資促進法を活用した企業立地を支援します

長岡市は、市内産業団地の分譲がほぼ完了（分譲率：99.4%）しており、企業立地の受け皿となる産業用地が不足している状況です。

企業の立地需要に対応し付加価値の高い産業集積を進めるため、市街化区域内の空き工場や空き用地の活用を優先した上で、次期総合計画に掲げる取り組みの一つである、「地域未来投資促進法」を活用した企業立地の支援に着手します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、ぜひ周知にご協力くださいますようお願いします。

地域未来投資促進法を活用した企業立地の支援

1 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的とする法律です。

地域経済牽引事業を行う事業者は、県・市と所定の手続きを経た上で、地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けた場合、事業実施場所が市街化調整区域や農用地区域にあたる場合であっても、開発許可や農地転用が可能です。

2 事業の基本的な枠組み

本事業は、事業者が開発主体となって、具体的な事業実施場所の選定、開発計画の作成、地権者交渉、用地取得、造成工事、企業誘致などを実施します。

市は、地域未来投資促進法に関する行政計画の策定のほか、事業者が行う許認可などの手続きの支援を行います。

3 開発事業の条件

(1) 対象事業

「第2期新潟県中越3市（長岡市・柏崎市・小千谷市）基本計画」に基づき、地域の特性の活用などの3要件を満たした事業であること

(2) 事業実施場所

- ① 事業実施場所が長岡市都市計画マスタープランなどの土地利用関係の諸計画と整合していること
- ② 事業実施場所に農地を含める場合は、農用地区域外での開発を優先することなどの5条件を満たすこと

(3) 面積規模

原則として5ヘクタール以上であること

4 その他

本事業の詳細は、長岡市ホームページをご確認ください。



[問い合わせ：産業支援課産業立地担当 松尾 Tel 0258-39-2298]